浦添市自立支援教育訓練給付金事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　8　年　11　月　26　日

浦添市長　松本哲治

浦添市規則第54号

浦添市自立支援教育訓練給付金事業実施規則の一部を改正する規則

浦添市自立支援教育訓練給付金事業実施規則（平成27年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第１条中「父子家庭自立支援教育訓練給付金（」の次に「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第６条の５に規定する教育訓練受講中に現に扶養する児童が20歳に到達する者（第５条に規定する支給方法の特例に係る場合においては、現に扶養する児童が20歳に到達した後も引き続き同内容の教育訓練を受講する者を含む。）に支給される給付金を含む。」を加える。

第２条第１号を次のように改める。

(1)　「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年９月30日雇児発0930第４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。ただし、令和６年８月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものは、母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者とみなす。

第２条に次の１項を加える。

２　支給対象者が指定を受けた教育訓練を受講中に、児童が20歳に到達した場合も、当該教育訓練が修了するまでは支給対象者に含めるものとする。

第３条第３号中「限る。」の次に「以下「指定教育訓練」という。」を加える。

第４条第１項第１号中「費用（」の次に「入学料及び受講料に限る。」を加え、同項第２号中「前条第３号の講座」を「指定教育訓練」に改め、「受講する者」の次に「（(3)に掲げる者を除く。）」を、「は160万円」の次に「。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合において200万円を超えるときは、200万円」を加え、同項第３号中「前２号」を「前３号」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

(3)　受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（指定教育訓練を受講する者（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して１年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して１年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。）者に限る。））　当該支給対象者が支払った教育訓練経費の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合において300万円を超えるときは、300万円）とする。）

第13条を第15条とする。

第12条中「第10条各号」を「第12条各号」に改め、同条を第14条とする。

第11条第１項中「様式第６号」を「様式第８号」に改め、同条第２項中「様式第６号」を「様式第８号」に改め、同項中第１号から第３号までを削り、第４号を第１号とし、第５号を第２号とし、同条第３項中「第５条第１項」を「第６条第１項」に、「第７条第２項」を「第８条第２項」に改め、同条を第13条とする。

第10条第３号中「第２条各号」を「第２条第１項各号」に改め、同条を第12条とする。

第９条第１項中「前条第１項及び第２項に規定する支給申請書」を「第９条第１項に規定する支給申請書又は前条第１項に規定する支給申請書（追加支給用）」に、「第２条」を「第２条第１項各号」に改め、同条第２項中「浦添市自立支援教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（様式第５号）」を「浦添市自立支援教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（様式第６号）又は浦添市自立支援教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（追加支給用）（様式第７号）」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の１条を加える。

（訓練給付金の追加支給等）

第10条　第４条第１項第３号に規定する訓練給付金の追加支給を受けようとする者（以下「追加支給申請者」という。）は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して１年以内に就職等した日から起算して30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内）に、浦添市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（様式第５号。以下「支給申請書（追加支給用）」という。）を市長に提出するものとする。

２　市長は、やむを得ない理由があると認めた場合には、前項に規定する期限を延長するものとする。

３　第１項の支給申請書（追加支給用）には、次の書類を添付するものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1)　追加支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2)　母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（令和６年８月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

(3)　教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて追加支給申請者の教

育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書の写し

(4)　追加支給申請者本人が支払った教育訓練経費について、教育訓練施設の長が発行した領収書の写し

(5)　教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する教育訓練給付金支給・不支給決定通知書

(6)　追加支給申請者が資格の取得をしたことを証明する書類

(7)　その他市長が必要と認める書類

第８条第２項中「専門実践教育訓練給付金」を「特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金」に改め、同条第４項ただし書中「又は所得に関する書類で証明すべき対象となる所得が対象講座の指定の申請時と同じである場合」を削り、同項第２号を次のように改める。

(2)　母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和６年８月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

第８条第４項第４号中「写し」の次に「又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（第５条の規定により支給する場合に限る。）」を加え、同項に次の１号を加える。

(7)　その他市長が必要と認める書類

第８条第５項中「第６条」を「第７条」に改め、同条を第９条とする。

第７条第１項中「第２条」を「第２条第１項各号」に改め、同条を第８条とする。

第６条第１項中「浦添市自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書」を「浦添市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」に改め、同条第２項ただし書中「公簿等」の次に「（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）」を加え、同項第２号を次のように改める。

(2)　母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第６条第２項に次の１号を加える。

(3)　その他市長が必要と認める書類

第６条を第７条とする。

第５条第３項中「訓練給付金について、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするという趣旨を踏まえ、」を削り、「支援計画を策定することにより」を「支援計画を策定することに加え、定期的な面談等により、受講状況や生活状況を確認し、必要に応じて適切なサービスを

提供することや関係機関等との連絡調整を図ることにより」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　市長は、受講開始から受講修了までの間に、当該受給希望者に必要な生活支援、就業支援等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、寄り添い型の支援を行うものとする。

第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（支給方法の特例）

第５条　市長は、前条第１項第２号に規定する訓練給付金の支給について、あらかじめ対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の２の４第３号に規定する受講証明書をいう。）の発行が可能であることを確認する等、関係機関と連絡調整した上で、支給単位期間（同規則第101条の２の13第４項に規定する支給単位期間をいう。）ごとの支給を決定することができる。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号(第７条関係)

浦添市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年　　月　　日

浦添市長　　殿

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">①氏　名
(個人番号)</td><td>ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="3">生年月日</td><td rowspan="3">昭和・平成・令和　＿＿＿＿年
＿＿月＿＿日生　(＿＿歳)</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>個人番号</td></tr>
<tr><td>②住　所</td><td colspan="2">(〒　　―　　)</td><td>電話
―　　―</td></tr>
<tr><td colspan="2">③教育訓練施設の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">④教育訓練講座の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤教育訓練の期間</td><td colspan="2">＿＿＿＿年　月　日～　　年　月　日
(受講開始日)</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥所要費用(予定)</td><td colspan="2">入学料　　円、受講料　　円　合計額　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無</td><td colspan="2">受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が　ある　・　ない</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑧過去の受給の有無</td><td colspan="2">過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが　　ある　・　ない</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑨准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定の有無</td><td colspan="2">准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が　ある　・　ない。</td></tr>
<tr><td colspan="4">(備考)</td></tr>
</table>

（注意）

1　支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）

2　支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 20 万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 40 万円を乗じた額ですが、限度額は 160 万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は 200 万円）です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

3　指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。

4　所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

5　受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、浦添市にその旨を報告してください。

6　自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給が確定した日）から起算して 30 日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

様式第１号の２を削り、様式第２号から様式第６号までを次のように改める。

様式第２号(第８条関係)

浦添市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和　　年 月　日生　(　歳)
②住所	(〒　　—　　)		電話
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年　月　日～　　年　月　日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料　　円、受講料　　円　合計額　　円		
⑦支給方法			
(備考)			

さきにあなたから提出のありました浦添市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

年　　月　　日

浦添市長　　印

（注意）

1　支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）

2　支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の６割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は200万円）です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

3　所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

4　受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、浦添市にその旨を報告してください。

5　自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日（特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給が確定した日）から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間（６か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

様式第３号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

浦添市長　　印

浦添市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座不認定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった、自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定に係る申請については、次のとおり不認定と決定したので、通知します。

〈理　由〉

（　　）

教示

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市を代表する者は、浦添市長になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第４号(第９条関係)

浦添市自立支援教育訓練給付金支給申請書

年　　月　　日

浦添市長　殿

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

<table>
<tr><td rowspan="2">①氏　名
(個人番号)</td><td>ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">昭和・平成・令和　　年
月　日生　(　　歳)</td></tr>
<tr><td>個人番号</td></tr>
<tr><td>②住　所</td><td>(〒　　―　　)</td><td colspan="2">電話
―　　―</td></tr>
<tr><td colspan="2">③教育訓練施設の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">④教育訓練講座の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤教育訓練の期間
うち支給単位期間</td><td colspan="2">年　月　日～　年　月　日
(受講開始日)
うち　年　月　日～　年　月　日
(初日)　(末日)</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥所要費用</td><td colspan="2">入学料　　円、受講料　　円　合計額　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">⑧希望する支払金融機関</td><td>金融機関名</td><td>口座の種類　普通・当座・その他</td></tr>
<tr><td>支店名</td><td>口座番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">口座名義(フリガナ)</td></tr>
<tr><td colspan="2">□　公金受取口座を利用します。</td></tr>
<tr><td colspan="4">(備考)</td></tr>
</table>

（注意）

1　支給申請期間は、受講修了日（特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して 30 日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して 30 日以内）です。

2　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第 38 号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑧希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。

様式第５号(第10条関係)

浦添市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年　　月　　日

浦添市長　殿

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

<table>
<tr><td rowspan="2">①氏　名
(個人番号)</td><td>ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">昭和・平成・令和　＿＿＿＿年
＿＿月＿＿日生　(＿＿＿歳)</td></tr>
<tr><td>個人番号</td></tr>
<tr><td>②住　所</td><td colspan="2">(〒　　―　　)</td><td>電話
―　　―</td></tr>
<tr><td colspan="2">③教育訓練施設の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">④教育訓練講座の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤教育訓練の期間</td><td colspan="2">＿＿＿＿年　月　日 ～　年　月　日
(受講開始日)　(受講修了日)</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥資格取得年月日</td><td>年　月　日</td><td>取得資格名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑦就職等年月日</td><td>年　月　日</td><td>就職等先名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">事業主の証明</td><td colspan="2">就業先住所</td><td>就業先電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する
年　月　日
事業主氏名
(法人の時は名称・代表者氏名)</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑧所要費用</td><td colspan="3">入学料　　円、受講料　　円　合計額＿＿＿＿＿＿円</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑨雇用保険法による教育訓練給付金の受給額</td><td>円</td><td>⑩自立支援教育訓練給付金の受給額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">⑪希望する支払金融機関</td><td colspan="2">金融機関名</td><td>口座の種類　普通・当座・その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">支店名</td><td>口座番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">口座名義(フリガナ)</td></tr>
<tr><td colspan="3">□　公金受取口座を利用します。</td></tr>
<tr><td colspan="5">(備考)</td></tr>
</table>

（注意）

1　支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して 30 日以内です。

2　⑥欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。

3　⑦欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

4　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第 38 号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑪希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。

様式第６号（第11条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

浦添市長　　印

浦添市自立支援教育訓練給付金　支給・不支給　決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった、自立支援教育訓練給付金の支給に係る申請については、支給・不支給と決定したので、浦添市自立支援教育訓練給付金事業実施規則第11条第２項の規定により通知します。

支給決定額　　円

（注　意）

・　偽りその他不正な手段により訓練給付金の支給を受けた場合には、既に支給を受けた訓練給付金の全部又は一部を返還していただくことになります。

教示

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市を代表する者は、浦添市長になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第６号の次に次の２様式を加える。

様式第７号（第 11 条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

浦添市長　　印

浦添市自立支援教育訓練給付金　支給・不支給　決定通知書(追加支給用)

年　　月　　日付けで申請のあった、自立支援教育訓練給付金支給に係る追加支給申請については、支給・不支給と決定したので、浦添市自立支援教育訓練給付金事業実施規則第 11 条第２項の規定により通知します。

支給決定額　　円

(注　意)

・　偽りその他不正な手段により訓練給付金の支給を受けた場合には、既に支給を受けた訓練給付金の全部又は一部を返還していただくことになります。

教示

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市を代表する者は、浦添市長になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第８号（第13条関係）

年　　月　　日

浦添市長　　殿

住所

氏名

電話番号

浦添市自立支援教育訓練給付金受給資格喪失・氏名等変更届

自立支援教育訓練給付金の受給に関し〔受給資格喪失・氏名等変更〕したので、届出します。

1　受給資格を喪失した理由（該当する理由の□に「レ」を記入してください。） □　母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため □　浦添市に住所を有しなくなったため □　浦添市自立支援教育訓練給付金事業実施規則第２条各号に定める対象者の要件に該当しなくなったため □　対象講座の受講を取りやめたため □　その他（　　）	
2　受給要件が変更した理由（該当する理由の□に「レ」を記入してください。） □　氏名が変わったため □　浦添市内で住所が変わったため □　その他（　　）	
理由が発生した日	年　　月　　日

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　令和６年８月30日からこの規則の施行の日の前日までの間に浦添市自立支援教育訓練給付金事業に関して行われた手続又は処分その他の行為は、改正後の浦添市自立支援教育訓練給付金事業実施規則の相当規定によってなされたものとみなす。

3　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

浦添市自立支援教育訓練給付金事業実施規則（平成27年規則第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市自立支援教育訓練給付金事業実施規則 平成27年４月１日 規則第24号	浦添市自立支援教育訓練給付金事業実施規則 平成27年４月１日 規則第24号
（目的） 第１条　この規則は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第１号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金又は法第31条の10において準用する法第31条第１号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金（＿＿＿

なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たない者をいう。	なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たない者をいう。
(1)　児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。	(1)　「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年９月30日雇児発0930第４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。ただし、令和６年８月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものは、母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者とみなす。
(2)・(3)　〔略〕	(2)・(3)　〔略〕
〔新設〕	２　支給対象者が指定を受けた教育訓練を受講中に、児童が20歳に到達した場合も、当該教育訓練が修了するまでは支給対象者に含めるものとする。
（対象講座）	（対象講座）
第３条　訓練給付金の対象となる教育訓練講座（以下「対象講座」という。）は、次に掲げるとおりとする。	第３条　訓練給付金の対象となる教育訓練講座（以下「対象講座」という。）は、次に掲げるとおりとする。
(1)・(2)　〔略〕	(1)・(2)　〔略〕
(3)　雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ沖縄県知事又は市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）	(3)　雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ沖縄県知事又は市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。以下「指定教育訓練」という。）
（支給額及びその算定）	（支給額及びその算定）
第４条　訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が12,000円を	第４条　訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が12,000円を

超えないときは、訓練給付金を支給しないものとする。

(1)　受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（前条第１号及び第２号の講座を受講する者に限る。）　当該支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超える場合は、20万円とする。）

(2)　受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（前条第３号の講座を受講する者に限る。）　当該支給対象者が支払った教育訓練経費の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは160万円）とする。）

〔新設〕

超えないときは、訓練給付金を支給しないものとする。

(1)　受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（前条第１号及び第２号の講座を受講する者に限る。）　当該支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。以下「教育訓練経費」という。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超える場合は、20万円とする。）

(2)　受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（指定教育訓練を受講する者（(3)に掲げる者を除く。）に限る。）　当該支給対象者が支払った教育訓練経費の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは160万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合において200万円を超えるときは、200万円）とする。）

(3)　受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（指定教育訓練を受講する者（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して１年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して１年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。）者に限る。））　当該支給対象者が支払った教育訓練経費の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修

	学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合において300万円を超えるときは、300万円）とする。）
(3)　受講開始日現在において前２号以外の支給対象者　前２号に定める額から雇用保険法第60条の２第４項の規定により当該支給対象者が受けた一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額	(4)　受講開始日現在において前３号以外の支給対象者　前３号に定める額から雇用保険法第60条の２第４項の規定により当該支給対象者が受けた一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額
２～４　〔略〕	２～４　〔略〕
〔新設〕	（支給方法の特例）
	第５条　市長は、前条第１項第２号に規定する訓練給付金の支給について、あらかじめ対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の２の４第３号に規定する受講証明書をいう。）の発行が可能であることを確認する等、関係機関と連絡調整した上で、支給単位期間（同規則第101条の２の13第４項に規定する支給単位期間をいう。）ごとの支給を決定することができる。
（事前相談）	（事前相談）
第５条　〔略〕	第６条　〔略〕
２　〔略〕	２　〔略〕
〔新設〕	３　市長は、受講開始から受講修了までの間に、当該受給希望者に必要な生活支援、就業支援等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、寄り添い型の支援を行うものとする。
３　訓練給付金について、当該教育訓練を受講することにより、自立	４　＿＿＿

が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするという趣旨を踏まえ、就業経験が乏しい者など、市において特に支援が必要と認められる者については、事前相談の段階から、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することにより、受給希望者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むものとする。

（対象講座の指定の申請）

第６条　受給希望者は、浦添市自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書（様式第１号。以下「対象講座指定申請書」という。）を受講開始日前までに市長に提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受けるものとする。

２　対象講座指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1)　〔略〕

(2)　受給希望者に係る児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。ただし、８月から10月までの間に申請する場合を除く。以下第８条第４項第２号において同じ。）又は当該受給希望者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年とする。以下この号及び第８条第４項第２号において

就業経験が乏しい者など、市において特に支援が必要と認められる者については、事前相談の段階から、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することに加え、定期的な面談等により、受講状況や生活状況を確認し、必要に応じて適切なサービスを提供することや関係機関等との連絡調整を図ることにより、受給希望者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むものとする。

（対象講座の指定の申請）

第７条　受給希望者は、浦添市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第１号。以下「対象講座指定申請書」という。）を受講開始日前までに市長に提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受けるものとする。

２　対象講座指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1)　〔略〕

(2)　母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類

同じ。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第１号の２）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。以下第８条第４項第２号において同じ。）	
〔新設〕	(3)　その他市長が必要と認める書類
（受給要件の審査及び通知）	（受給要件の審査及び通知）
第７条　市長は、前条第１項の対象講座指定申請書を受理した場合は、速やかに第２条に定める支給対象者の要件の審査を行い、対象講座の指定の可否を決定するものとする。	第８条　市長は、前条第１項の対象講座指定申請書を受理した場合は、速やかに第２条第１項各号に定める支給対象者の要件の審査を行い、対象講座の指定の可否を決定するものとする。
２～４　〔略〕	２～４　〔略〕
（訓練給付金の支給申請等）	（訓練給付金の支給申請等）
第８条　〔略〕	第９条　〔略〕
２　前項の規定にかかわらず、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる指定受給希望者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に支給申請書を市長に提出するものとする。	２　前項の規定にかかわらず、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる指定受給希望者については、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に支給申請書を市長に提出するものとする。
３　〔略〕	３　〔略〕
４　第１項及び第２項の支給申請書には、次に掲げる書類を添付する	４　第１項及び第２項の支給申請書には、次に掲げる書類を添付する

ものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合又は所得に関する書類で証明すべき対象となる所得が対象講座の指定の申請時と同じである場合は、この限りでない。	ものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合 は、この限りでない。
(1)　〔略〕	(1)　〔略〕
(2)　指定受給希望者に係る児童扶養手当証書の写し又は指定受給希望者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書	(2)　母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和６年８月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
(3)　〔略〕	(3)　〔略〕
(4)　教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて指定受給希望者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書の写し	(4)　教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて指定受給希望者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書の写し又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書（第５条の規定により支給する場合に限る。）
(5)・(6)　〔略〕	(5)・(6)　〔略〕
〔新設〕	(7)　その他市長が必要と認める書類
5　受給希望者は、受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に対象講座指定申請書を提出できないやむを得ない理由があり、かつ、受給要件を満たした上で、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当であると認められる場合には、第６条の規定にかかわらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなす。	5　受給希望者は、受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に対象講座指定申請書を提出できないやむを得ない理由があり、かつ、受給要件を満たした上で、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当であると認められる場合には、第７条の規定にかかわらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなす。

〔新設〕

（訓練給付金の追加支給等）

第10条　第４条第１項第３号に規定する訓練給付金の追加支給を受けようとする者（以下「追加支給申請者」という。）は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して１年以内に就職等した日から起算して30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内）に、浦添市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（様式第５号。以下「支給申請書（追加支給用）」という。）を市長に提出するものとする。

２　市長は、やむを得ない理由があると認めた場合には、前項に規定する期限を延長するものとする。

３　第１項の支給申請書（追加支給用）には、次の書類を添付するものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1)　追加支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

(2)　母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（令和６年８月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）

(3)　教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて追加支給申請者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書の写し

(4)　追加支給申請者本人が支払った教育訓練経費について、教育訓

（訓練給付金の支給決定及び通知）

第９条　市長は、前条第１項及び第２項に規定する支給申請書を受理した場合は、指定受給希望者が第２条に定める支給対象者の要件に該当しているか否かを調査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により支給の可否を決定した場合は、浦添市自立支援教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（様式第５号）により通知する。

（受給資格の喪失）

第10条　指定受給希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格を喪失するものとする。

(1)・(2)　〔略〕

(3)　第２条各号に定める支給対象者の要件に該当しなくなったとき。

(4)　〔略〕

（受給資格喪失等の届出等）

練施設の長が発行した領収書の写し

(5)　教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する教育訓練給付金支給・不支給決定通知書

(6)　追加支給申請者が資格の取得をしたことを証明する書類

(7)　その他市長が必要と認める書類

（訓練給付金の支給決定及び通知）

第11条　市長は、第９条第１項に規定する支給申請書又は前条第１項に規定する支給申請書（追加支給用）を受理した場合は、指定受給希望者が第２条第１項各号に定める支給対象者の要件に該当しているか否かを調査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により支給の可否を決定した場合は、浦添市自立支援教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（様式第６号）又は浦添市自立支援教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（追加支給用）（様式第７号）により通知する。

（受給資格の喪失）

第12条　指定受給希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格を喪失するものとする。

(1)・(2)　〔略〕

(3)　第２条第１項各号に定める支給対象者の要件に該当しなくなったとき。

(4)　〔略〕

（受給資格喪失等の届出等）

第11条　指定受給希望者は、前条各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、浦添市自立支援教育訓練給付金受給資格喪失・氏名等変更届（様式第６号）により、市長に届け出るものとする。	第13条　指定受給希望者は、前条各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、浦添市自立支援教育訓練給付金受給資格喪失・氏名等変更届（様式第８号）により、市長に届け出るものとする。
２　指定受給希望者は、やむを得ない理由がある場合を除き、次の各号のいずれかの受給資格の変更理由に該当する場合は、遅滞なく、浦添市自立支援教育訓練給付金受給資格喪失・氏名等変更届（様式第６号）により、市長に届け出るものとする。	２　指定受給希望者は、やむを得ない理由がある場合を除き、次の各号のいずれかの受給資格の変更理由に該当する場合は、遅滞なく、浦添市自立支援教育訓練給付金受給資格喪失・氏名等変更届（様式第８号）により、市長に届け出るものとする。
(1)　指定受給希望者の市町村民税の課税の状況が変わったとき。	〔削る〕
(2)　指定受給希望者と同一の世帯に属する者（当該指定受給希望者の民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に定める扶養義務者であって、当該指定受給希望者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき。	〔削る〕
(3)　世帯を構成する者（当該指定受給希望者の民法第877条第１項に定める扶養義務者であって、当該指定受給希望者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったとき。	〔削る〕
(4)　〔略〕	(1)　〔略〕
(5)　〔略〕	(2)　〔略〕
３　市長は、第５条第１項の事前相談及び第７条第２項に規定する対象講座指定通知書の通知を行う場合において、指定受給希望者が前項の規定に該当するときは、その旨を市長に届け出るよう指定受給希望者に周知するものとする。	３　市長は、第６条第１項の事前相談及び第８条第２項に規定する対象講座指定通知書の通知を行う場合において、指定受給希望者が前項の規定に該当するときは、その旨を市長に届け出るよう指定受給希望者に周知するものとする。
（訓練給付金の返還）	（訓練給付金の返還）
第12条　市長は、訓練給付金の支給を受けた者（以下「受給者」とい	第14条　市長は、訓練給付金の支給を受けた者（以下「受給者」とい

う。）が偽りその他不正な手段により訓練給付金の支給を受けたと認められる場合又は第10条各号のいずれかに該当していることが判明した場合は、訓練給付金の全部又は一部の支給の決定を取り消し、受給者にその返還を命じるものとする。

（雑則）

第13条　〔略〕

様式第１号（第６条関係）

〔略〕

様式第１号の２（第６条・第８条関係）

〔略〕

様式第２号（第７条関係）

〔略〕

様式第３号（第７条関係）

〔略〕

様式第４号（第８条関係）

〔略〕

様式第５号（第９条関係）

〔略〕

様式第６号（第11条関係）

〔略〕

〔新設〕

う。）が偽りその他不正な手段により訓練給付金の支給を受けたと認められる場合又は第12条各号のいずれかに該当していることが判明した場合は、訓練給付金の全部又は一部の支給の決定を取り消し、受給者にその返還を命じるものとする。

（雑則）

第15条　〔略〕

様式第１号（第７条関係）

〔略〕

〔削る〕

様式第２号（第８条関係）

〔略〕

様式第３号（第８条関係）

〔略〕

様式第４号（第９条関係）

〔略〕

様式第５号（第10条関係）

〔略〕

様式第６号（第11条関係）

〔略〕

様式第７号（第11条関係）

〔略〕

〔新設〕	様式第８号（第13条関係） 〔略〕